ル	

## ○八代市景観条例施行規則

令和元年7月24日 規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第11 0号。以下「法」という。)及び八代市景観条例(令 和元年八代市条例第4号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

例の例による。

(規則で定める工作物)

- 次に掲げるものとする。
  - (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
  - (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類す るもの
  - (3)煙突
  - (4) 高架水槽
  - (5) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱又は合 成樹脂製の柱(次号に掲げるものを除く。)
  - (6)電気供給又は有線電気通信のための電線路又 は空中線の支持物
  - (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシ ュート、メリーゴーラウンドその他これらに類す る遊戯施設
  - (8) アスファルトプラント、コンクリートプラン ト、クラッシャープラントその他これらに類する 製造施設
  - (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を 貯蔵し、又は処理する施設
  - (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
  - (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施 設
  - (12) 広告塔又は広告板

(規則で定める特定施設)

- 第4条 条例第2条第7号の規則で定める施設及び 設備は、次に掲げるものとする。
  - (1) 飲食店業を営むための施設
  - (2)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設 (当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳 列又は展示を行わないものを除く。)
  - (3) 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2 条第2項又は第3項に規定する営業を行うため の施設
  - (4)屋上広告
  - (5) カラオケボックス

## ○八代市景観条例施行規則

令和元年7月24日 規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第11 0号。以下「法」という。)及び八代市景観条例(令 和元年八代市条例第4号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

現行

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条 第2条 この規則において使用する用語の意義は、条 例の例による。

(規則で定める工作物)

- 第3条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、|第3条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、 次に掲げるものとする。
  - (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
  - (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類す るもの
  - (3)煙突
  - (4) 高架水槽
  - (5) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱又は合 成樹脂製の柱(次号に掲げるものを除く。)
  - (6)電気供給又は有線電気通信のための電線路又 は空中線の支持物
  - (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシ ュート、メリーゴーラウンドその他これらに類す る遊戯施設
  - (8) アスファルトプラント、コンクリートプラン ト、クラッシャープラントその他これらに類する 製造施設
  - (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を 貯蔵し、又は処理する施設
  - (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
  - (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施 設
  - (12) 広告塔又は広告板

(規則で定める特定施設)

- 第4条 条例第2条第7号の規則で定める施設及び 設備は、次に掲げるものとする。
  - (1)飲食店業を営むための施設
  - (2)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設 (当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳 列又は展示を行わないものを除く。)
  - (3) 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2 条第2項又は第3項に規定する営業を行うため の施設
  - (4)屋上広告
  - (5) カラオケボックス

- (6) コインパーキング
- (届出を要する行為の規模等)
- 第5条 条例第7条第1項第2号アの規則で定める 規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000 平方メートルとする。
- 2 条例第7条第1項第2号イの規則で定める規模は、高さ13メートル (第3条第6号に規定する工作物にあっては、20メートル) 又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。
- 3 条例第7条第1項第2号ウの規則で定める規模 は、高さ2メートル、かつ、長さ50メートルとす る。
- 4 条例第7条第1項第2号エの規則で定める面積 は、3,000平方メートルとする。
- 5 条例第7条第1項第2号エの規則で定める規模 は、高さ5メートル、かつ、長さ10メートルとす る。
- 6 条例第7条第1項第2号オの規則で定める面積 は、3,000平方メートルとする。
- 7 条例第7条第1項第2号オの規則で定める規模 は、高さ5メートル、かつ、長さ10メートルとす る。
- 8 条例第7条第1項第2号カの規則で定める面積 は、3,000平方メートルとする。
- 9 条例第7条第1項第2号キの規則で定める堆積 の期間は、90日とする。
- 10 条例第7条第1項第2号キの規則で定める規模は、高さ2メートル、かつ、面積500平方メートルとする。
- 11 条例第7条第1項第3号ウの規則で定める面 積は、1,000平方メートルとする。
- 12 条例第7条第1項第3号ウの規則で定める高 さは、0.5メートルとする。
- 13条例第7条第1項第3号エの規則で定める高さは、10メートルとする。
- 14 条例第7条第1項第3号オの規則で定める面 積は、100平方メートルとする。
- 15 条例第7条第1項第3号オの規則で定める堆 積の期間は、90日とする。

(行為の届出)

- 第6条 条例第7条第4項に規定する届出は、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提 出して行うものとする。
- (1) 一般地区における行為 一般地区における行為 の(変更)届出書(様式第1号)及び行為の種類 に応じて別表第1に定める図面
- (2)特定施設届出地区における行為 特定施設届出 地区における行為の(変更)届出書(様式第2号) 及び行為の種類に応じて別表第2に定める図面
- (3) 景観重点地区における行為 景観重点地区にお

(6) コインパーキング

(届出を要する行為の規模等)

- 第5条 条例第7条第1項第2号アの規則で定める 規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000 平方メートルとする。
- 2 条例第7条第1項第2号イの規則で定める規模は、高さ13メートル(第3条第6号に規定する工作物にあっては、20メートル)又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。
- 3 条例第7条第1項第2号ウの規則で定める規模 は、高さ2メートル、かつ、長さ50メートルとす る。
- 4 条例第7条第1項第2号エの規則で定める面積 は、3,000平方メートルとする。
- 5 条例第7条第1項第2号エの規則で定める規模 は、高さ5メートル、かつ、長さ10メートルとす る。
- 6 条例第7条第1項第2号オの規則で定める面積 は、3,000平方メートルとする。
- 7 条例第7条第1項第2号オの規則で定める規模 は、高さ5メートル、かつ、長さ10メートルとす る。
- 8 条例第7条第1項第2号カの規則で定める面積 は、3,000平方メートルとする。
- 9 条例第7条第1項第2号キの規則で定める堆積 の期間は、90日とする。
- 10 条例第7条第1項第2号キの規則で定める規模は、高さ2メートル、かつ、面積500平方メートルとする。

(行為の届出)

- 第6条 条例第7条第4項に規定する届出は、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提 出して行うものとする。
  - (1) 一般地区における行為 一般地区における行為 の(変更)届出書(様式第1号)及び行為の種類 に応じて別表第1に定める図面
- (2)特定施設届出地区における行為 特定施設届出 地区における行為の(変更)届出書(様式第2号) 及び行為の種類に応じて別表第2に定める図面

ける行為の(変更)届出書(様式第3号)及び行 為の種類に応じて別表第3に定める図面

(勧告の通知)

- 5項の規定による勧告を行う必要があると認める ときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その 旨を景観計画区域内行為勧告通知書(様式第4号) により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の勧告を行う必要がないと認めると きは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨 を通知するものとする。

(規則で定める公共的団体)

- 第8条 条例第8条第1項の規則で定める公共的団 体は、次に掲げるものとする。
  - (1)独立行政法人水資源機構
  - (2) 独立行政法人都市再生機構
  - (3)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機
  - (4)日本下水道事業団
  - (5) 独立行政法人国立病院機構
  - (6) 国立大学法人
  - (7) 公立大学法人
  - (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
  - (9) 地方住宅供給公社
  - (10) 地方道路公社
  - (11) 土地開発公社

(届出を要しない行為)

- 第9条 条例第9条第1項第1号及び同条第2項第 1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとす
  - (1)特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施 設に係る次に揚げる行為
  - ア建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で、 これらの行為に係る部分の床面積の合計が1 0平方メートル以下のもの
  - イ建築物の外観を変更することとなる修繕、模様 替又は色彩の変更で、これらの行為に係る部分 の面積の合計が10平方メートル以下のもの
  - ウ次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転若 しくは撤去又は外観を変更することとなる修 繕、模様替若しくは色彩の変更
    - (ア)第3条第1号に規定する工作物で、高さ が1.5メートル以下のもの(増築後又は改 築後の高さが1.5メートルを超えるものを 除く。)
    - (イ) 第3条第2号から第5号までに規定する 工作物で、高さ(工作物が建築物と一体とな って設置される場合にあっては、当該建築物 の高さとの合計の高さ)が5メートル以下の もの(増築後又は改築後の高さ(工作物が建

(勧告の通知)

- 第7条 市長は、法第16条第3項又は条例第7条第 第7条 市長は、法第16条第3項又は条例第7条第 5項の規定による勧告を行う必要があると認める ときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その 旨を景観計画区域内行為勧告通知書(様式第3号) により通知するものとする。
  - 2 市長は、前項の勧告を行う必要がないと認めると きは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨 を通知するものとする。

(規則で定める公共的団体)

- 第8条 条例第8条第1項の規則で定める公共的団 体は、次に掲げるものとする。
  - (1) 独立行政法人水資源機構
  - (2) 独立行政法人都市再生機構
  - (3)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機
  - (4) 日本下水道事業団
  - (5) 独立行政法人国立病院機構
  - (6) 国立大学法人
  - (7) 公立大学法人
  - (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
  - (9) 地方住宅供給公社
  - (10) 地方道路公社
  - (11) 土地開発公社

(届出を要しない行為)

- 第9条 条例第9条第1項第1号及び同条第2項第 1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとす
  - (1)特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施 設に係る次に揚げる行為
  - ア建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で、 これらの行為に係る部分の床面積の合計が1 0平方メートル以下のもの
  - イ建築物の外観を変更することとなる修繕、模様 替又は色彩の変更で、これらの行為に係る部分 の面積の合計が10平方メートル以下のもの
  - ウ次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転若 しくは撤去又は外観を変更することとなる修 繕、模様替若しくは色彩の変更
    - (ア) 第3条第1号に規定する工作物で、高さ が1.5メートル以下のもの(増築後又は改 築後の高さが1.5メートルを超えるものを
    - (イ) 第3条第2号から第5号までに規定する 工作物で、高さ(工作物が建築物と一体とな って設置される場合にあっては、当該建築物 の高さとの合計の高さ)が5メートル以下の もの(増築後又は改築後の高さ(工作物が建

- 築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が 5メートルを超えるものを除く。)
- (ウ)第3条第6号に規定する工作物で、高さ (工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が10メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が10メートルを超えるものを除く。)
- (エ)第3条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。)
- (オ) 第3条第12号に規定する工作物で、表示面積が1平方メートル以下のもの(増築後又は改築後の表示面積が1平方メートルを超えるものを除く。)
- 工次に揚げる広告物の設置又は外観の変更
  - (ア) 熊本県屋外広告物条例 (昭和39年条例 第66号)第6条第1項第1号又は第3号に 該当するもの
  - (イ) 張り紙、張り札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの
  - (ウ) 表示面積が1平方メートル以下のもの
  - (エ)屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- オ工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物 の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外 観を変更することとなる修繕、模様替若しくは 色彩の変更
- カ地盤面下又は水面下における行為
- キ法令又はこれに基づく処分による義務の履行 として行う行為
- ク非常災害のために必要な応急措置として行う 行為
- (2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該特定施設届出地区の 決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為
- 2 条例<u>第9条第1項第2号及び第3号</u>の規則で定 める行為は、前項第1号エからクまでに掲げる行為 とする。
- 3 条例第9条第2項第2号の規則で定める行為は、 次に掲げるものとする。

- 築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が 5メートルを超えるものを除く。)
- (ウ)第3条第6号に規定する工作物で、高さ (工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が10メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ)が10メートルを超えるものを除く。)
- (エ)第3条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。)
- (オ) 第3条第12号に規定する工作物で、表示面積が1平方メートル以下のもの(増築後又は改築後の表示面積が1平方メートルを超えるものを除く。)
- 工次に揚げる広告物の設置又は外観の変更
  - (ア) 熊本県屋外広告物条例 (昭和39年条例 第66号)第6条第1項第1号又は第3号に 該当するもの
  - (イ) 張り紙、張り札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの
  - (ウ) 表示面積が1平方メートル以下のもの
  - (エ)屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- オ工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物 の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外 観を変更することとなる修繕、模様替若しくは 色彩の変更
- カ地盤面下又は水面下における行為
- キ法令又はこれに基づく処分による義務の履行 として行う行為
- ク非常災害のために必要な応急措置として行う 行為
- (2)景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該特定施設届出地区の 決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為
- 2 条例<u>第9条第1項第2号</u> の規則で定 める行為は、前項第1号エからクまでに掲げる行為 とする
- 3 条例第9条第2項第2号の規則で定める行為は、 次に掲げるものとする。

- (1)建築物の撤去で、これらの行為に係る高さが 13メートル以下又は建築面積が1,000平方 メートル以下のもの
- (2) 次に掲げる工作物の撤去
- ア第3条第1号に規定する工作物で、高さが2メ ートル以下又は長さが50メートル以下のも
- イ第3条第2号から第5号まで又は第7号から 第12号までに規定する工作物で、高さ(工作 物が建築物と一体となって撤去される場合に あっては、当該建築物の高さとの合計の高さ) が13メートル以下のもので、かつ、敷地面積 が1,000平方メートル以下のもの
- ウ第3条第6号に規定する工作物で、高さ(工作 物が建築物と一体となって撤去される場合に あっては、当該建築物の高さとの合計の高さ) が20メートル以下のもので、かつ、敷地面積 が1,000平方メートル以下のもの
- (3) 第1項第1号オからクまでに掲げる行為 (事前協議の提出書類)
- に応じて別表第1、別表第2又は別表第3に定める 図面を提出して行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定標識)

- 第11条 法第21条第2項及び法第30条第2項 の規定による標識には、次に掲げる事項を記載する ものとする。
  - (1) 指定番号及び指定の年月日
  - (2)景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定告示)

- 観重要建造物の指定をしたときは、遅滞なく、当該 景観重要建造物の指定の年月日、名称、所在地及び 同項に規定する土地その他の物件を告示するもの とする。
- 2 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要 樹木の指定をしたときは、遅滞なく、当該景観重要 樹木の指定の年月日、樹種及び所在地を告示するも のとする。

(条例第19条第1項の規則で定める面積)

第13条 条例第19条第1項の規則で定める面積 は、1ヘクタールとする。

(景観形成住民団体の認定要件)

- 第14条 条例第20条第1項の規則で定める団体 は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
  - (1)活動の内容が景観形成に資すること。
  - (2)活動の内容が一定期間において継続が可能で
  - (3)活動の内容が他の住民等に対し不利益を与え るものでないこと。

- (1)建築物の撤去で、これらの行為に係る高さが 13メートル以下又は建築面積が1,000平方 メートル以下のもの
- (2) 次に掲げる工作物の撤去
- ア第3条第1号に規定する工作物で、高さが2メ ートル以下又は長さが50メートル以下のも
- イ第3条第2号から第5号まで又は第7号から 第12号までに規定する工作物で、高さ(工作 物が建築物と一体となって撤去される場合に あっては、当該建築物の高さとの合計の高さ) が13メートル以下のもので、かつ、敷地面積 が1,000平方メートル以下のもの
- ウ第3条第6号に規定する工作物で、高さ(工作 物が建築物と一体となって撤去される場合に あっては、当該建築物の高さとの合計の高さ) が20メートル以下のもので、かつ、敷地面積 が1,000平方メートル以下のもの
- (3) 第1項第1号オからクまでに掲げる行為 (事前協議の提出書類)
- 第10条 条例第11条第1項の協議は、行為の種類|第10条 条例第11条第1項の協議は、行為の種類 に応じて別表第1及び別表第2 に定める 図面を提出して行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定標識)

- 第11条 法第21条第2項及び法第30条第2項 の規定による標識には、次に掲げる事項を記載する ものとする。
  - (1) 指定番号及び指定の年月日
  - (2)景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定告示)

- 第12条 市長は、法第19条第1項の規定による景 第12条 市長は、法第19条第1項の規定による景 観重要建造物の指定をしたときは、遅滞なく、当該 景観重要建造物の指定の年月日、名称、所在地及び 同項に規定する土地その他の物件を告示するもの とする。
  - 2 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要 樹木の指定をしたときは、遅滞なく、当該景観重要 樹木の指定の年月日、樹種及び所在地を告示するも のとする。

(条例第19条第1項の規則で定める面積)

第13条 条例第19条第1項の規則で定める面積 は、1ヘクタールとする。

(景観形成住民団体の認定要件)

- 第14条 条例第20条第1項の規則で定める団体 は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
  - (1)活動の内容が景観形成に資すること。
  - (2)活動の内容が一定期間において継続が可能で
  - (3)活動の内容が他の住民等に対し不利益を与え るものでないこと。

- (4) 次に掲げる事項を定めた規約を有すること。 ア目的
- イ名称
- ウ活動地域
- 工活動の内容
- 才事務所等の所在地
- カ構成員に関する事項
- キ役員の定数、任期及び職務に関する事項
- ク会議に関する事項
- ケ会計に関する事項
- (景観形成住民団体の認定申請)
- 次に掲げる書類を提出して行うものとする。
  - (1) 景観形成住民団体認定申請書(様式第5号)
  - (2) 団体規約
  - (3)団体の活動区域を示す図面で縮尺が2,50 0分の1程度のもの
  - (4)団体の構成員及び役員の氏名及び住所(法人 にあっては、名称及び事務所の所在地) を記載し た書類
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認 める書類
  - (景観形成住民団体の認定通知等)
- 申請があった場合において、審査の上、景観形成住 民団体の認定をしたときは、景観形成住民団体認定 通知書(様式第6号)により、当該申請を行ったも のに通知するものとする。
- するものとする。

(景観形成住民団体の認定の取消し)

第17条 市長は、条例第20条第3項の規定により 景観形成住民団体の認定を取り消したときは、景観 形成住民団体取消通知書(様式第7号)により、速 やかにその団体の代表者に通知するものとする。

(条例第21条第3項の規則で定める要件)

- 第18条 条例第21条第3項の規則で定める要件 は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。
  - (1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣 接する相当の区間にわたる土地の区域を対象と していること。
  - (2)建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地 の緑化その他景観形成に関する事項が定められ ていること。
  - (3) 有効期間が5年以上であること。

(助成等)

第19条 条例第24条の規定による助成等の基準 その他助成等に関し必要な事項は、別に定める。

(景観審議会の組織及び運営)

- (4) 次に掲げる事項を定めた規約を有すること。 ア目的
- イ名称
- ウ活動地域
- 工活動の内容
- 才事務所等の所在地
- カ構成員に関する事項
- キ役員の定数、任期及び職務に関する事項
- ク会議に関する事項
- ケ会計に関する事項

(景観形成住民団体の認定申請)

- 第15条 条例第20条第2項の規定による申請は、 | 第15条 条例第20条第2項の規定による申請は、 次に掲げる書類を提出して行うものとする。
  - (1) 景観形成住民団体認定申請書(様式第4号)
  - (2) 団体規約
  - (3)団体の活動区域を示す図面で縮尺が2,50 0分の1程度のもの
  - (4)団体の構成員及び役員の氏名及び住所(法人 にあっては、名称及び事務所の所在地)を記載し た書類
  - (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認 める書類

(景観形成住民団体の認定通知等)

- 第16条 市長は、条例第20条第2項の規定による 第16条 市長は、条例第20条第2項の規定による 申請があった場合において、審査の上、景観形成住 民団体の認定をしたときは、景観形成住民団体認定 通知書(様式第5号)により、当該申請を行ったも のに通知するものとする。
- 2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を告示 2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を告示 するものとする。

(景観形成住民団体の認定の取消し)

第17条 市長は、条例第20条第3項の規定により 景観形成住民団体の認定を取り消したときは、景観 形成住民団体取消通知書(様式第6号)により、速 やかにその団体の代表者に通知するものとする。

(条例第21条第3項の規則で定める要件)

- 第18条 条例第21条第3項の規則で定める要件 は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。
  - (1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣 接する相当の区間にわたる土地の区域を対象と していること。
  - (2) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地 の緑化その他景観形成に関する事項が定められ ていること。
  - (3) 有効期間が5年以上であること。 (助成等)
- 第19条 条例第24条の規定による助成等の基準 その他助成等に関し必要な事項は、別に定める。

(景観審議会の組織及び運営)

- 第20条 八代市景観審議会に会長及び副会長各1 人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定め 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定め
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、 又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- が選任されていないときは、市長が招集する。
- 6 審議会の会議は、会長がその議長となる。
- 議を開くことができない。
- 8 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決 し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資 料の提出を求めることができる。
- 10 審議会に、必要な調査及び研究を行うため、部 10 審議会に、必要な調査及び研究を行うため、部 会を置くことができる。
- 11 部会は、部会長及び部員をもって組織する。
- 12 部会長は、建設部建設政策課長をもって充て、12 部会長は、建設部建設政策課長をもって充て、 部員は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 13 部会の会議は、部会長が招集し、その議長とな 13 部会の会議は、部会長が招集し、その議長とな ろ
- 14 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしては 14 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしては ならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 理する。
- し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 (その他)
- 第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項 第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項 は、別に定める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表第1 (第6条、第10条関係)

行	「為の種		図面	
	類	種類	明示すべき事項	備考
1	建築	位置図	方位	
	物等の		道路	
	新築若		目標となる地物	
	しくは		行為の位置	
	新設、	配置及び	方位	
	増築、	緑化計画	敷地の形状及び寸法	
	改築、	図(おお	敷地内の建築物等及	
	移転若	むね縮尺	び既存建築物等の位	
	しくは	200分	置	
	撤去又	の1以上	隣接する道路の位置	
	は外観	のもの)	及び幅員	
	を変更		隣接する土地の建築	
	するこ		物等の種類	

- 第20条 八代市景観審議会に会長及び副会長各1 人を置く。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、 又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長 5 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長 が選任されていないときは、市長が招集する。
  - 6 審議会の会議は、会長がその議長となる。
- 7 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会 7 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会 議を開くことができない。
  - 8 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決 し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の 者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資 料の提出を求めることができる。
  - 会を置くことができる。
  - 11 部会は、部会長及び部員をもって組織する。
  - 部員は、部会長が指名する者をもって充てる。
  - る
  - ならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 15 審議会の庶務は、建設部建設政策課において処 15 審議会の庶務は、建設部建設政策課において処 理する。
- 16 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関 16 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関 し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 (その他)
  - は、別に定める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表第1 (第6条、第10条関係)

行	為の種		図面				
	類	種類	明示すべき事項	備考			
1	建築	位置図	方位				
	物等の		道路				
	新築若		目標となる地物				
	しくは		行為の位置				
	新設、	配置及び	方位				
	増築、	緑化計画	敷地の形状及び寸法				
	改築、	図(おお	敷地内の建築物等及				
	移転若	むね縮尺	び既存建築物等の位				
	しくは	200分	置				
	撤去又	の1以上	隣接する道路の位置				
	は外観	のもの)	及び幅員				
	を変更		隣接する土地の建築				
	するこ		物等の種類				

と る 繕 様 し 色 変 と の 模 若 は の	立 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	撮影位置及び方向を 配置図及び緑化計画 図に示すこと。	建移は外すな様は更出は真こる行む況カ  築転撤観るる替色にに、にと。為付がラ物若去をこ修若彩係あ为代が  地近分一等し又変と繕しのるっラえで  をのか写のくは更と様く変届て写るき  含状る真				撮影位置及び方向を 配置図及び緑化計画 図に示すこと。	建移は外すな様は更出は真こる行む況カ築転撤観るる替色にに、にと。為付がラ物若去をこ修若彩係あ为代が「地近分一等し又変と繕しのるっラえで「をのか写のくは更と様く変届て写るき」含状る真
2 土地 の区画 形質の		 方位 道路 目標となる地物	とする。	-	2 土地 の区画 形質の	位置図	方位 道路 目標となる地物	とする。
の変伴の変更 土	現 現 現 れ れ の の の の の の の の の の の の の	行隣及縦方行法行盤行壁位行画行置規のす幅断 地後後の、後び中種区る員図 ののの他種の緑の神種のかのの類土化遮、 地のの類土化遮、 地のの類土化遮、 地のの類土化遮、 地のの類土化遮、 地のの類土化遮 横 で び び 、物規用 の及	行為の 前後 に おける 土		のを土採はの変伴石取鉱掘	現(ね10以の 計(ね10以お程)ののの 図お尺0のの 図お尺0のの 図お尺0の ひかりの	行隣及縦方行法行盤行壁位行画行置規のす幅断 のののののののののののののののののののののの類生化遮、ののの類生化遮、が関系をである。 及る ののの のの のの類生化 のの類 といる のの のの類 といる しょう いっぱい いいい いい は しょう は が が が が が が が が が が が が が が が が が が	

	ね 0 0 以 0 1 は 6 日本 1 の 0 以 の 1 は 6 日本 1 は 6 日本 1 は 6 日本 1 は 6 日本 1 は 7 日本		地の縦断図及する。 のの他の立場 できる のののの がった ののの が が が が が が が が が が が が が が が が が			ね 0 0 4 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		地のと のそ造図断る が横る 面他のび図 が が でった かん でいる でいる が でいる でいる が でいる できます かん
3 木竹の伐採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置		3	水竹の伐採		方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	むね縮尺 1,00 0分の1	方位 伐採区域 付近の土地利用の現				伐採計画 図(おお ひ 1,00 0分の り の い の い の り の り の り の り の り り り り り	方位 伐採区域 付近の土地利用の現	
	土地利用 計画図 (お縮尺 1,00 0分の1 以上のも	方位 行為後の土地利用計				土地利用	方位 行為後の土地利用計	
		撮影位置及び方向を 伐採計画図に示すこ と。				現況写真	=	
におけ る土 石、廃		方位 道路 目標となる地物 行為の位置		4	におけ る土 石、廃		方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
再生資 源その 他の物	ね縮尺5 00分の	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、 面積及び高さ 遮蔽物の位置、種類、 構造及び規模 隣接する道路の位置 及び幅員 隣接する土地との高			源その 他の物 件の堆	(おおむ ね縮尺 5 0 0 分の 1 以上の もの)	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、 面積及び高さ 遮蔽物の位置、種類、 構造及び規模 隣接する道路の位置 及び幅員 及び幅員 隣接する土地との高	

	低差 付近の土地利用の現 況	
現況写真	撮影位置及び方向を 配置図に示すこと。	

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でな い場合は、適切に表示される縮尺とすることがで きる。

別表第2(第6条、第10条関係)

行為の種	図面			
類	種類	明示すべき事項	備考	
施設及 び附帯		道路 目標となる地物		
塔告び広除の築築築転く去外変、板屋告く新、、、若は又観更広及上を) 増改移し撤はをす	図(おお 2001 の1 の1 の1 の1	敷地のの建物の形の建物の形の建築物の形の建築物の形の建築物の形の建築をではまる。 一種 大人		
模様替 若しく は色彩	(おおむ ね縮尺 2		建築物等の 移転若しく は撤去又は	
	現況写真	撮影位置及び方向を 配置図及び緑化計画 図に示すこと。	行為地を含	

低差 付近の土地利用の現 況	
撮影位置及び方向を 配置図に示すこと。	
	況が分かる カラー写真

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でな い場合は、適切に表示される縮尺とすることがで きる。

別表第2	(第6条、	第10条関係)	
行為の種		図面	
類	種類	明示すべき事項	備考
1 特定	位置図	方位	
施設及		道路	
び附帯		目標となる地物	
施設		行為の位置	
(広告	配置及び	方位	
塔、広	緑化計画	敷地の形状及び寸法	
告板及	図(おお	敷地内の建築物等及	
		び既存建築物等の位	
広告を	200分	置	
除く。)	の1以上	隣接する道路の位置	
	のもの)	及び幅員	
築、増		隣接する土地の建築	
築、改		物等の種類	
築、移		隣接する土地との高	
転若し		低差	
くは撤		植栽樹木等の位置、	
去又は		樹種、樹高及び本数	
外観を		張り芝等の位置及び	
変更す		面積	
ること		外構施設の位置、材	
となる		料及び面積	
修繕、		各面の方位及び寸法	建築物等の
模様替		開口部、屋外設備、	移転若しく
若しく	ね縮尺 2	軒等の位置及び形状	は撤去又は
は色彩	> •	壁面及び屋根の材料	外観を変更
の変更	1以上の	及び色彩	することと
	もの)		なる修繕、模
			様替若しく
			は色彩の変
			更に係る届
			出にあって
			は、カラー写
			真に代える
			ことができ
			る。
	現況写真	撮影位置及び方向を	
		配置図及び緑化計画	む付近の状
		図に示すこと。	況が分かる
	]		カラー写真

[]			とする。				とする。
2 広告	位置図	方位		2 広台	ち 位置図	方位	
塔、広		道路		塔、原	5	道路	
告板及		目標となる地物		告板	支	目標となる地物	
び屋上		行為の位置		び屋」	E	行為の位置	
広告の		方位		広告の	の配置図	方位	
		敷地の形状及び寸法		11		敷地の形状及び寸法	
		広告塔、広告板及び		11		広告塔、広告板及び	
		屋上広告の位置				屋上広告の位置	
		既存の建築物等又は		11		既存の建築物等又は	
		広告物の位置			まもの)	広告物の位置	
撤去又	- ,	隣接する道路の位置		撤去	· ·	隣接する道路の位置	
は外観		及び幅員		は外種	-	及び幅員	
-		広告塔、広告板及び			-	広告塔、広告板及び	
		屋上広告の形状、図				屋上広告の形状、図	
		柄、構造及び寸法				柄、構造及び寸法	
		広告塔、広告板及び				広告塔、広告板及び	
		屋上広告の設置状況		11		屋上広告の設置状況	
様替若					古のもの		
	で、着色			11	はで、着色		
色彩の					りしたも		
II	の)			変更	の)		
1		撮影位置及び方向を	行為地を含			撮影位置及び方向を	行為地を含
		配置図に示すこと。			2000 3 2	配置図に示すこと。	
			況が分かる				況が分かる
			カラー写真				カラー写真
			とする。				とする。
3 広告	位置図		2 / 30	3 広台	5 位置図	方位	C / 0°
物の設		道路		物の調		道路	
置又は		目標となる地物		置又		目標となる地物	
外観の		行為の位置		外観の		行為の位置	
		方位		変更	配置図	方位	
5050		敷地の形状及び寸法		2222		敷地の形状及び寸法	
		既存の建築物等又は				既存の建築物等又は	
		広告物の位置				広告物の位置	
		隣接する道路の位置				隣接する道路の位置	
	-	及び幅員			もの)	及び幅員	
	- ,	広告物の形状、図柄、				広告物の形状、図柄、	
11		構造及び寸法				構造及び寸法	
11		広告物の設置状況				広告物の設置状況	
	尺50分				尺50分		
	の1以上				の1以上		
	のもの				のもの		
	で、着色				で、着色		
	したも				したも		
11	の)				の)		
		撮影位置及び方向を	行為地を含			撮影位置及び方向を	行為地を含
			む付近の状		7070 7 7	配置図に示すこと。	
			況が分かる				況が分かる
			カラー写真				カラー写真
			とする。				とする。
						1	

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第3	(第6条、	第10条関係)	
行為の種		図面	
類	種類	明示すべき事項	備考
	位置図	<u>方位</u>	
物等の		道路	
新築若		目標となる地物	
しくは		行為の位置	
	配置及び		
		敷地の形状及び寸法	
		敷地内の建築物等及	
		び既存建築物等の位	
	200分		
		<u>隣接する道路の位置</u>	
	のもの)	及び幅員	
するこ		<u>隣接する土地の建築</u>	
ととな		物等の種類	
る修		隣接する土地との高	
繕、模		低差	
様替若		植栽樹木等の位置、	
しくは		樹種、樹高及び本数	
色彩の		張り芝等の位置及び	
変更		面積	
		外構施設の位置、材	
		料及び面積	
		各面の方位及び寸法	
			移転又は外
			観を変更す
		壁面及び屋根の材料	ることとな
		及び色彩	る修繕、模様
	もの)		替若しくは
			色彩の変更
			に係る届出
			にあっては、
			カラー写真
			<u>に代えるこ</u>
	田川石中	担民法典サッドナーナ	とができる。
		撮影位置及び方向を	
			<u>む付近の状</u> 2007年   1000年   100
		図に示すこと。	<u>況が分かる</u> カラー写真
			<u>ガラー与具</u> とする。
2 土地	位置図		<u> </u>
2 上地の区画	上	<u>万位</u> 道路	
<u>の区画</u>   形質の		<u>埋</u> <u></u> 目標となる地物	
変更		<u>日保とはる地物</u> 行為の位置	
及义	 現況図	<u> 17 為の位置</u> 方位	
		<u>の位</u> 行為地及び付近の土	
		地利用の現況、地形	
		及び標高	
		<u>火の場局</u> 行為の区域	
		隣接する道路の位置	
	$\mathcal{O}$	及び幅員	
	- /	<u>後世間</u> 縦横断図の方向	
	計画図	方位	
		/ <del>/  </del>	I

		T	
		行為地の形状及び寸	
		<u>法</u>	
	1, 00	行為後の地形及び地	
	0分の1	盤高	
	以上のも	行為後の擁壁その他	
	の)	の構造物の位置、種	
		類及び規模	
		行為後の土地利用計	
		画及び緑化計画	
		行為中の遮蔽物の位	
		置、種類、構造及び	
		規模	
	縦横断図		行為の前後
	(おおむ		における土
	ね縮尺 1		地の縦断図
	00分の		及び横断図
	1以上の		とする。
	もの)		_ / 00
	構造物等		擁壁その他
	の詳細図		の構造物の
	(おおむ		
			立面図及び
	ね縮尺1		標準断面図
	00分の		とする。
	1以上の		
	もの)		
	現況写真	撮影位置及び方向を	行為地を含
		現況図に示すこと。	む付近の状
			況が分かる
			カラー写真
			とする。
3 木竹	位置図	方位	
の伐採		道路	
- 10 (01)		目標となる地物	
		行為の位置	
	伐採計画	14 //4 /   122   122	
		<u>伐採区域</u>	
		付近の土地利用の現	
	1, 00		
		伐採する木竹の種	
		類、面積及び高さ	
	の)	隣接する道路の位置	
	<u></u>	及び幅員	
	土地利用	<u> </u>	
		行為後の土地利用計	
	(おおむ		
	ね縮尺		
	1, 00		
	1,00 0分の1		
	<u> </u>		
	<u>以上のも</u> の)		
		撮影位置及び方向を	行払糾かる
	九八子具		
			む付近の状
		と。	況が分かる
i	Ī		カラー写真

		とする。
4 屋外 位置図	方位	
におけ	道路	
る土	目標となる地物	
石、廃	行為の位置	
棄物、配置図	方位	
再生資(おお	む敷地の形状及び寸法	
	5 物件の堆積の位置、	
他の物 0 0 分	の面積及び高さ	
	の遮蔽物の位置、種類、	
積 もの)	構造及び規模	
	隣接する道路の位置	
	<u>及び幅員</u>	
	隣接する土地との高	
	低差	
	付近の土地利用の現	
	<u>況</u>	
現況写	真撮影位置及び方向を	
	配置図に示すこと。	む付近の状
		況が分かる
		カラー写真
		とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない 場合は、適切に表示される縮尺とすることができ る。

様式(省略)

様式(省略)